

恵庭市自主防災組織等活動支援助成金交付事務取扱要領

恵庭市自主防災組織等活動支援助成金交付事業については、恵庭市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱（平成 25 年 4 月 19 日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1 助成対象者及び助成対象事業（要綱第 2 条、第 3 条関係）

団体区分	要 件	助成対象事業区分
自主防災組織	恵庭市自主防災組織育成指導要綱の規定に基づき登録されていること。	A 防災活動支援（ハード） B 防災活動支援（ソフト） D 防災倉庫設置支援（手数料）
自主防災組織を設立予定である団体又は組織	自主防災組織設立に向けた活動を行っていること。	C 設立準備支援（ソフト）

2 助成対象事業等（要綱第 3 条関係）

(1) 対象事業の要件

事業区分	助成対象事業	要件
A 防災活動支援 （ハード）	基本資機材整備	懐中電灯、ラジオ、発電機、ポータブルストーブ、携帯用無線通信機、ポリタンク、物置
	救助用資機材整備	ジャッキ、スコップ、かけや、つるはし、ハンマー、バール、斧、のこぎり、チェーンソー、投光器、コードリール
	救護用資機材整備	車椅子、リアカー、担架、毛布、寝袋、マット、簡易トイレ
	その他の資機材整備	防災上有効なものとして市長が必要と認める資機材
B 防災活動支援 （ソフト）	防災訓練の開催	<p>1 原則として、主催又は主管する事業であり、他の団体等との合同訓練についても対象とする。（内容：消火、救助、救急、通信、炊き出し等） なお、市や関係機関が主催する防災訓練への参加については対象外とする。</p> <p>2 市及び関係機関から人的支援及び物資の貸与を受けて行う訓練についても対象とする。（防災食の有効活用による市からの提供を含む。）</p> <p>3 他の主催事業等と併せて実施する場合、防災訓練に関する内容が概ね 2 分の 1 以上実施される場合に対象とする。</p>
	防災研修会等の開催	<p>1 原則として、主催又は主管する事業であり、他の団体等との合同研修会についても対象とする。（内容：講話、DIG、施設見学等） なお、市及び関係機関が主催する研修会への参加については対象外とする。</p> <p>2 市及び関係機関から人的支援及び物資の貸与を受けて行う研修会についても対象とする。</p> <p>3 他の主催事業等と併せて実施する場合、防災に関する内容が概ね 2 分の 1 以上実施される場合に対象とする。</p>

	防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成及び購入	地域内の住民周知用として作成される印刷物とする。 また、他の情報と併用しての印刷物については、防災に関する内容が概ね2分の1以上である場合に対象とする。
	上記以外	地域防災力の向上のために市長が必要と認める事業。
C 設立準備支援 (ソフト)	研修会等の開催	1 原則として、主催又は主管する事業であり、他の団体等との合同研修会についても対象とする。(内容：講話、視察研修等) なお、市及び関係機関が主催する研修会への参加については対象外とする。 2 市及び関係機関から人的支援及び物資の貸与を受けて行う研修会についても対象とする。 3 他の主催事業等と併せて実施する場合、防災に関する内容が概ね2分の1以上実施される場合に対象とする。
	啓発パンフレット、チラシ等の作成及び購入	地域内の住民周知用として作成される印刷物とする。 また、他の情報と併用しての印刷物については、防災に関する内容が概ね2分の1以上である場合に対象とする。
	上記以外	自主防災組織の設立に向け、市長が必要と認める事業。
D 防災倉庫設置支援 (手数料)	防災倉庫の設置	市の許可を受けて都市公園内に防災倉庫を設置する場合に対象とする。ただし、建築確認申請が必要な場合に限る。

(2) 対象経費の要件

事業区分	助成対象事業	要件
A 防災活動支援 (ハード)	基本資機材整備	1 購入費用及び納品に係る運搬費及び設置に要する経費を対象とする。 2 リース(賃借)は対象外とする。 3 防災資機材を別の場所に移動するための運搬費は対象外とする。 4 防災資機材の点検・修繕・撤去に要する経費は対象外とする。
	救助用資機材整備	
	救護用資機材整備	
	その他の資機材整備	
B 防災活動支援 (ソフト)	防災訓練の開催	1 訓練の実施に係る経費を対象とする。(内容：消耗品費、燃料費、使用料、材料費、保険料等) 2 他の団体等との合同実施に係る対象経費の算定は、事業経費の負担割合に応じて按分したものを対象とする。 3 他の主催事業等と併せて実施する場合、訓練に係る経費のみ対象とする。ただし、共通してかかる経費については、全額対象とする。 4 弁当、飲み物類等は対象外とする。 ただし、炊き出し訓練に係る材料費は対象とする。 5 参加者へ物資等を配布した場合、防災の啓蒙用として認められる物資のみ対象とする。

	防災研修会等の開催	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会等の実施に係る経費を対象とする。 (内容：講師謝礼、消耗品費、使用料、材料費、保険料等) 2 他の団体等との合同開催に係る対象経費の算定は、事業経費の負担割合に応じて按分したものを対象とする。 3 他の主催事業等と併せて実施する場合、研修会に係る経費のみ対象とする。ただし、共通してかかる経費については全額対象とする。 4 弁当、飲み物類等は対象外とする。 5 参加者へ物資等を配布した場合、防災の啓蒙用として認められる物資のみ対象とする。
	防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成及び購入	<ol style="list-style-type: none"> 1 印刷物の作成、購入及び納品に係る運搬費を対象とする。 なお、デザイン料及び配布に係る経費は対象外とする。 また、外注せずに印刷物を作成する場合、インク及び用紙代を対象とし、印刷機の購入や修繕、印刷に係る光熱水費は対象外とする。 2 他の情報と併用しての印刷物については、掲載部分の割合に応じて按分したものを対象経費とする。
	上記以外	地域防災力の向上のために市長が必要と認める事業に係る経費。
C 設立準備支援 (ソフト)	研修会等の開催	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会等の実施に係る経費を対象とする。 (内容：講師謝礼、消耗品費、使用料、材料費、保険料等) 2 他の団体等との合同開催に係る対象経費の算定は、事業経費の負担割合に応じて按分したものを対象とする。 3 他の主催事業等と併せて実施する場合、研修会に係る経費のみ対象とする。ただし、共通してかかる経費については全額対象とする。 4 弁当、飲み物類等は対象外とする。 5 参加者へ物資等を配布した場合、防災の啓蒙用として認められる物資のみ対象とする。
	啓発パンフレット、チラシ等の作成及び購入	<ol style="list-style-type: none"> 1 印刷物の作成、購入及び納品に係る運搬費を対象とする。 なお、デザイン料及び配布に係る経費は対象外とする。 また、外注せずに印刷物を作成する場合、インク及び用紙代を対象とし、印刷機の購入や修繕、印刷に係る光熱水費は対象外とする。 2 他の情報と併用しての印刷物については、掲載部分の割合に応じて按分したものを対象経費とする。
	上記以外	自主防災組織の設立に向け、市長が必要と認める事業に係る経費。
D 防災倉庫設置支援 (手数料)	防災倉庫の設置	都市公園内への防災倉庫設置に伴う建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料。

※ 按分の際には1円未満切捨てとする。

3 助成金の手続等（要綱第5条関係）

助成金の申請、報告及び交付の手続き、その他必要な事務は、次のとおりとする。

事業・事務	提出時期	提出書類及び市からの通知文書
(1)事業の申請 【自主防災組織（設立予定含む。以下同じ）⇒市】	別に通知する日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第1号） ・自主防災組織に係る規約 ・年間活動計画
(2)交付内定（又は不採択）通知 【市⇒自主防災組織】		<ul style="list-style-type: none"> ・内定（不採択）通知
(3)交付申請 【自主防災組織⇒市】	別に通知する日 （交付内定後）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書 ・収支予算書 ・前年度の収支決算書 ・その他事業の参考となる書類
(4)交付決定通知 【市⇒自主防災組織】		<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付決定通知書
(5)実績報告 【自主防災組織⇒市】	事業終了後すみやかに	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・収支決算書 ・事業を実施がわかる書類（写真、納品書の写し、領収書の写し）
(6)助成金の額の確定 【市⇒自主防災組織】		<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付額確定通知書
(7)助成金の請求 【自主防災組織⇒市】	額の確定後	<ul style="list-style-type: none"> ・恵庭市自主防災組織等活動支援助成金交付請求書（様式第2号） ・振込先の通帳の写し ※概算払いが必要な場合は、交付決定後に補助金等概算額交付申請書を提出
(8)助成金の振込み 【市⇒自主防災組織】		

附 則

この要領は、平成25年4月19日から実施する。

この要領は、平成28年7月1日から実施する。

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

恵庭市長 様

住所
 団体名
 代表者職・氏名
 代表者電話番号 ()

恵庭市自主防災組織等活動支援助成金事業申請書

上記助成金に関し、次のとおり事業を実施したいので、申請します。

記

1 事業計画

事業区分	事業計画	所要見込額	
A 防災活動支援 (ハード)	(整備する資機材)	円	(内訳)
B 防災活動支援 (ソフト)	(事業内容)	円	(内訳)
C 設立準備支援 (ソフト)	(事業内容)	円	(内訳)
	(設立予定年月) 年 月		
D 防災倉庫設置 支援 (手数料)	(事業内容)	円	
合計			円

2 連絡責任者

住所	
電話番号	
役職・氏名	

3 添付書類

- (1) 自主防災組織に係る規約 (自主防災組織設立前の団体は不要)
- (2) 年間活動計画

年 月 日

恵庭市長 様

住所
団体名
代表者職・氏名
代表者電話番号 () 印

恵庭市自主防災組織等活動支援助成金交付請求書

年 月 日付け恵庭市総務第 号指令で交付決定のあった恵庭市自主防災組織等活動支援助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金 円	
2 振込先	金融機関	
	支店等名	
	口座種別	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	
3 添付書類	・振込先の通帳の写し	